

平成29年度 第3回

名古屋市上下水道局用地貸付
(一般競争入札方式)

入札案内書

[入札参加申込書付]

受付期間 : 平成29年12月11日(月)から
平成30年1月10日(水)まで

入札日 : 平成30年2月2日(金)



◆申込の前には、必ずこの案内書をお読みください。

目 次

◇ あらまし.....	1
◇ 入札説明書.....	2
第1 貸付物件.....	2
第2 参加者の資格.....	4
第3 貸付条件等.....	6
第4 申込・受付.....	8
第5 入札日時等.....	10
第6 入札保証金.....	11
第7 入札金額.....	11
第8 入札.....	12
第9 開札及び結果公表.....	12
第10 契約の締結.....	13
第11 貸付料の納付.....	13
第12 契約保証金.....	13
第13 先着順貸付.....	14
第14 質問及び回答.....	15
◇ 別紙1 貸付物件説明書.....	16
◇ 別紙2 公有財産一時使用契約書.....	20
◇ 入札参加申込書（記載例・申込書）.....	27
◇ 法人役員等に関する調書（記載例・調書）.....	31
◇ 委任状〔入札用〕.....	33
◇ 市役所位置図・地下鉄路線図等.....	34
◇ 問合せ先.....	35

あ ら ま し

名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）では、その保有する資産の有効活用を目的として、地下に当局施設等が埋設されている土地の貸付を一般競争入札方式にて行います。

入札参加を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、現地を確認されたうえでお申し込みください。

申込・受付 ☞ 8 ^h -9 ^h ～9 ^h -9 ^h	平成29年12月11日（月） から 平成30年1月10日（水） まで [時間：各日とも午前8時45分から午後5時30分まで] 期間内に持参又は郵送によりお申し込みください。 (申込先：名古屋市役所西庁舎8階 上下水道局資産活用課)
入札日時 ☞ 10 ^h -9 ^h	平成30年2月2日（金） 午前9時30分から午前10時00分までに、 上下水道局資産活用課にお越しください。 (入札会場：名古屋市役所西庁舎9階 上下水道局第2会議室) (入札開始時間：午前10時15分)
契約締結 ☞ 13 ^h -9 ^h	平成30年3月30日（金）まで 契約は、申込者名義になります。
貸付料納付 ☞ 13 ^h -9 ^h	当局が定める期限までに貸付料を納付していただきます。

【注】 現地説明は行いませんので、現地はご自身で確認してください。

※ 市役所へお越しの際は駐車場が混雑しますので、公共交通機関をご利用ください[34ページ参照]。

[公共交通機関]

地下鉄名城線・市役所駅下車(地下連絡通路から西庁舎に繋がっております。)
市バス・市役所バス停下車

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書をよくご確認のうえ、お申し込みください。

貸付物件の用途は、平面駐車場（月極駐車場、時間貸駐車場及びカーシェアリングを含む。）とします。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

第1 貸付物件（詳細は別紙1のとおり）

1 貸付物件

物件番号	所在地番	地目	貸付地積	最低貸付価格 (月額)
1	熱田区一番二丁目101番1外3筆	水道用地 雑種地	473.00㎡	72,093円
2	港区本宮町八丁目48番	水道用地	1,517.00㎡	200,981円

2 申込の際の注意点

- (1) 電気・上下水道・ガス等の引込、接面道路上の電柱・街路樹等の移設、車両乗入施設の設置その他貸付物件を使用するために必要な手続及び費用は、原則として借受人の負担とします。詳細については、関係事業者及び関係行政機関にご確認ください。
- (2) 貸付物件は、現況有姿でお貸しします。したがって、工作物（フェンス、擁壁、舗装、電灯、車止めなど）及び樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままでお貸しすることとなります。
- (3) 貸付期間が満了し、又はその他の理由により土地貸付契約が終了する場合には、借受人は、自らの費用をもって貸付物件の上に存する工作物その他借受人が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して当局に返還しなければなりません（ただし、当局が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません。）。
- (4) 現地説明は行いません。申込者の方は、必ずご自身で現地や諸規制の確認を行ってください。
- (5) 貸付物件には地下埋設物がありますので、貸付物件説明書（別紙1）にてご確認ください。
- (6) 貸付物件の地盤調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。
- (7) 本件契約の有効期間中において必要となった貸付物件の土壌汚染対策に要する費用は、借受人の負担とします。

(8) 契約締結後においては、貸付開始日から6か月間は借受人から解約を申し出ることはできません。

第2 参加者の資格

1 入札参加資格

次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない方又は破産者で復権を得ない方
- (2) 次のいずれかに該当する方でその事実があった後3年を経過していない方（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている方を除きます。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない方を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した方
- (3) 次のいずれかに該当する方。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた方を除きます。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方
- (4) 入札案内開始日（平成29年12月11日をいう。以下同じ。）から落札決定までの間に指名停止の期間がある方
- (5) 入札案内開始日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）又は「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日上下水道局長決裁）に基づく排除措置を受けている方
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員の方

2 暴力団関係者の排除

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ前掲の合意書を締結しています。

そのため、入札参加申込者全員（法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部に対し、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置の対象となる法人等に該当するかどうかを照会します。情報の提出に同意いただけない方は入札に申し込むことができませんので、ご注意ください。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 貸付条件等

1 使用の形態

- (1) 当局は、公有財産一時使用契約を締結することにより借受人に土地を貸し付けます。
- (2) 貸付物件の用途は、平面駐車場（月極駐車場、時間貸駐車場及びカーシェアリングを含む。）とします。

2 貸付期間

契約書で定める始期（平成30年4月1日を予定しています。）から3年間とします。

※ 貸付期間には、入札参加申込書に記載する使用目的に供するための整備に要する期間及び当該使用目的のために設置した設備等の収去に要する期間を含みます。

3 用途の制限

- (1) 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業形態のものは、原則として営業時間を問わず使用不可）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業（成人向けDVDショップ等を含む。）の用途に使用することはできません。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に使用することはできません。
- (4) 公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- (5) 周辺環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。
- (6) その他適当ではないと当局が判断した用途に使用することはできません。
- (7) 第三者をして(1)から(6)の用途に使用させることはできません。

4 権利譲渡、転貸等の禁止

借受人は、当局の書面による承認を得ない限り、本件土地の賃借権を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供することはできません。

5 調査協力義務

使用状況を把握するため、当局は随時貸付物件を実地調査し、又は借受人に対して必要な報告を求めることができるものとします。この場合、借受人はこれに協力しなければなりません。

6 原状回復

- (1) 借受人は、契約期間の満了時又は契約の解除時まで、借受人の費用をもって貸付物件に存する工作物等を取り壊し、原状回復したうえで当局に返還しなければなりません（ただし、当局が特に必要がないと認めるときは、この限りではありません。）。
- (2) 借受人は、貸付物件の返還が遅延した場合には、契約期間の満了日又は契約の解除日から貸付物件が返還された日までの期間における貸付料相当額の使用損害金を支払わなければなりません。

7 契約解除

- (1) 借受人は、契約期間中に契約の解除を申請することができます。この場合、借受人の解除申請後2月を経過したことにより契約が終了するものとします。また、2月分の貸付料相当額を当局に支払うことによって、契約を直ちに解除することができます。
- (2) 当局は、借受人が次のいずれかに該当すると認める場合には、契約の解除を行うことができます。
- ア 当局の書面による承認を得ることなく、貸付物件を当局が指定する用途以外の用途に供したとき
 - イ 当局が示す用途の制限に違反したとき
 - ウ 貸付料の支払いを納付期限から2月以上遅延したとき
 - エ 当局の書面による承認を得ることなく、当局が示す期日までに貸付物件を指定用途に供しなかったとき
 - オ 当局の書面による承認を得ることなく、貸付物件を第三者に転貸し、譲渡し、又は担保に供したとき
 - カ 物件保全義務を怠ったために、貸付物件を荒廃に至らしめたとき
 - キ 調査協力義務を怠ったとき
 - ク その他契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき
- (3) 当局は、公用又は公共用に供するために貸付物件を必要とすると認める場合には、契約を解除することができます。その場合には、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の規定に準じて損失を補償するものとします。

第4 申込・受付

<p>受付期間</p>	<p>平成29年12月11日（月） から 平成30年1月10日（水） まで ただし、土曜日、日曜日、祝休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までを除く。 [時間：各日とも午前8時45分から午後5時30分まで] 期間内に持参又は郵送によりお申し込みください。 ※ 郵送の場合は、上記期間中に<u>受付場所に到達したもの</u>に限ります。</p>				
<p>受付場所</p>	<p>名古屋市役所西庁舎8階 上下水道局資産活用課 （問合せ先 ☎ 052-972-3728） ※ 郵送の場合には、封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きし、<u>簡易書留</u>の方法により次の宛先まで送付してください。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市上下水道局資産活用課 局用地貸付担当あて</p>				
<p>必要書類等 （各1部）</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる書類を提出してください。なお、(3)の書類は該当する場合に、また、(4)の書類は必要な場合に<u>あわせて</u>提出してください。</p> <p>(1) <u>入札参加申込書</u>（この案内書の29ページにあります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申込みをする物件ごとに作成し、提出してください。</u> ・ <u>必ず裏面も印刷してください。</u> ・ 入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書及び契約書にも使用していただきます。 <p>(2) <u>個人・法人の別に、下表に掲げるすべての書類</u></p> <table border="1" data-bbox="397 1272 1420 1527"> <tr> <td data-bbox="397 1272 539 1373"> <p>個人の 場合</p> </td> <td data-bbox="541 1272 1420 1373"> <p>① <u>住民票の写し</u> （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1375 539 1527"> <p>法人の 場合</p> </td> <td data-bbox="541 1375 1420 1527"> <p>① <u>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</u> ② <u>法人役員等に関する調書</u> （この案内書の32ページにあります）</p> </td> </tr> </table> <p>※ <u>住民票の写し及び現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</u>は、いずれも<u>平成29年12月10日（日）以降発行のもの</u>に限ります。</p> <p>(3) <u>入札案内開始日から過去3年以内に、自ら貸付物件を使用する目的と同じ用途で使用した実績が分かる書類</u> 土地賃貸契約書や公有財産一時使用契約書（官公庁の場合）などの写しを提出してください。</p> <p>(4) <u>委任状【入札用】</u>（この案内書の33ページに標準様式があります） <u>代理人による入札を希望される場合のみ</u>ご提出いただきます。下記「<u>【代理人】</u>について」をよくお読みになり、<u>必要な場合に限り委任状を提出してください。</u></p>	<p>個人の 場合</p>	<p>① <u>住民票の写し</u> （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p>	<p>法人の 場合</p>	<p>① <u>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</u> ② <u>法人役員等に関する調書</u> （この案内書の32ページにあります）</p>
<p>個人の 場合</p>	<p>① <u>住民票の写し</u> （個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）</p>				
<p>法人の 場合</p>	<p>① <u>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書</u> ② <u>法人役員等に関する調書</u> （この案内書の32ページにあります）</p>				

注意事項	<p>(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。<u>電話やメール、当局公式ウェブサイトからの申込はできません。</u></p> <p>(2) 受付期間内に到達しない申込及び必要書類の添付されていない申込は無効となります。特に郵送の場合、早めにご発送ください。</p> <p>(3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。</p> <p>(4) 応募書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨単位は円を使用してください。</p>
受付後	<p>(1) 申込受付後、入札参加資格について審査をし、適格と認めた方（以下「入札参加者」という。）には次の書類を郵送します。</p> <p>① 入札のご案内（入札当日の詳しい説明等を記載したものです。）</p> <p>② 入札参加書</p> <p>③ 入札書</p> <p>④ 入札保証金納付書</p> <p>※ 入札保証金を納付する必要のない方には、④は送付しません。</p> <p>(2) 入札参加資格が無いと認めた方にはその旨を郵送にて通知します。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)のいずれかの通知が<u>平成30年1月26日（金）までに到達しない場合には、上下水道局資産活用課（☎ 052-972-3728）に電話にてご連絡ください。</u></p> <p>(4) 入札参加書発送後に入札を辞退される場合には、入札辞退届を提出していただきます。なお、辞退された場合でも違約金その他の罰則は一切ありません。</p>

【代理人】について

入札当日に会場にお越しいただけない場合や、印鑑を持ち出すことができない場合には、入札を代理人に委任することができます。その際は、入札参加者と代理人が記名押印した委任状の提出が必要となります。委任状は、この案内書の巻末の様式を使用してください。

なお、次の場合は代理人を立てる必要はありません。

- ・ 入札参加者本人に代わって、入札参加者本人の印鑑を持参して入札する場合
- ・ 入札参加者が法人で、その社員が代表者印を持参して入札する場合

第5 入札日時等

<p>入札日 集合場所</p>	<p>平成30年2月2日（金） 当日、<u>午前9時30分から午前10時00分までの間に、名古屋市役所西庁舎8階 上下水道局資産活用課にお越しください。</u> 〔 入札会場：名古屋市役所西庁舎9階 上下水道局第2会議室 〕 〔 入札開始時間：午前10時15分 〕</p>
<p>必要書類等</p>	<p>(1) <u>入札参加書</u>（あらかじめ送付します。当日必ずご持参ください。） (2) <u>入札書</u>（あらかじめ送付します。当日必ずご持参ください。） (3) <u>印鑑</u>（代理人の場合は<u>代理人の方の印鑑</u>） <u>※ 入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください（代理人の場合を除く。）。</u> 【注】以下の(4)、(5)は、入札保証金の納付を必要とする方のみ必要です。 (4) <u>入札保証金保管証書</u>（当日、入札保証金納付時にお渡しします。） (5) <u>収入印紙を1物件ごとに200円分</u> （入札参加者が営利法人又は個人事業者である場合で、入札保証金の還付（第6 入札保証金 4参照）を受けるときに必要です。） <u>※ 入札保証金が5万円未満の場合は不要です。</u></p>

- 1 当日は、午前9時30分から午前10時00分までの間に名古屋市役所西庁舎8階 上下水道局資産活用課にお越しください。入札保証金を納付した後、入札会場へご案内します。なお、入札保証金の納付を必要としない方は、受付後、入札会場へご案内します。
- 2 入札会場受付において、上記必要書類等を確認します。必要書類等に不足があった場合、入札に参加することはできません。
- 3 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札開始時間を過ぎますと、いかなる理由があっても入札に参加することはできません。
- 4 入札会場へは、入札者でなければ入場できません。
- 5 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第6 入札保証金

- 1 入札者は、入札保証金として、あらかじめお渡しする入札保証金納付書により下表の金額を入札日当日納付する必要があります。

物件番号	所在地番	入札保証金額
1	熱田区一番二丁目101番1外3筆	43,255円
2	港区本宮町八丁目48番	120,588円

- 2 前項の規定にかかわらず、競争入札参加資格を有すると認められた方のうち、契約を履行しないおそれがないと当局が認めた方については、入札保証金の納付を免除します。

入札保証金の納付の要否については、入札のご案内等をお送りする際にお知らせします。

- 3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手での支払に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した自己宛小切手でなければなりません。小切手の右上に「名古屋」と印字されたものです。これに該当するかどうかは、小切手の振出を受ける金融機関でご確認ください。
- 4 入札保証金は、落札者の決定後、落札者以外の方には直ちに還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は当局に帰属します。
- 5 入札保証金は、落札者からの申出により契約保証金の一部に充てることができます。
- 6 入札保証金には、利子を付しません。

第7 入札金額

- 1 入札金額は、貸付料の月額を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で、かつ、最も高い価格で入札された方が落札者となります。
- 2 表示した最低貸付価格には消費税及び地方消費税相当額を含んでおりません。入札金額も消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載してください。

ただし、貸付料は、入札金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てて得た金額）となります。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します(あらかじめ送付します。当日必ずご持参ください)。
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルなど消せる筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください(入札書に使用する印鑑と同じものとしします)。なお、**金額の訂正は一切できません**。
- 4 入札金額はアラビア(算用)数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1つの物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 入札保証金が納付されていない入札(入札保証金を納付する場合に限る。)
 - (3) 入札保証金が規定の金額に満たない入札(入札保証金を納付する場合に限る。)
 - (4) **最低貸付価格(月額)に達しない金額を記載した入札**
 - (5) **金額を改ざんし、又は訂正した入札**
 - (6) 記入事項を判読できない入札
 - (7) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (8) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (9) 記名押印のない入札
 - (10) 委任状を提出していない代理人がした入札
 - (11) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札及び結果公表

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。ただし、やむを得ない事由により入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 **開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最も高い価格の入札をした方を落札者とし、直ちにその旨を入札者の面前で発表します。**
- 3 最も高い価格の入札をした方が複数あるときは、直ちにくじを引いていただき落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。くじにより落札者を決定したときは、くじを引いた方全員に落札者名を確認していただきます。
- 4 入札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を当局公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札に参加された方の氏名(法人の場合はその名称)について、照会があれば回答する場合があります。これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができません。

第10 契約の締結

- 1 当局と借受予定者とは、**公有財産一時使用契約書（ひな形として別紙2参照）**を締結します。
- 2 貸付契約は、落札者名義で行います。
- 3 契約の締結及び履行に関する一切の費用は、借受予定者の負担とします。
- 4 契約締結期限は、**平成30年3月30日（金）**です。正当な理由なくそれまでに契約を締結しない場合には落札者の資格を取り消すとともに、納付した入札保証金は還付しません。

第11 貸付料の納付

- 1 借受人には、契約書で定められた始期（平成30年4月1日を予定しています。）から貸付料の支払義務が発生します。貸付物件を使用目的に供するための整備に要する期間においても貸付料の減額はしません。
- 2 貸付料を契約書で定める期日までに、当局発行の納入通知書により納付していただきます。開始初年度及び終了年度を除く各年度の納付方法は、下表に基づく**年間4回の支払い**とし、前払いとなる期間について利子は付さないものとします。

期 間	支払時期
4月～6月	3月末日
7月～9月	6月末日
10月～12月	9月末日
1月～3月	12月末日

- 3 使用する期間が1月に満たない場合には、1月を30日として日割計算します。
- 4 消費税及び地方消費税に係る税率（8%）が変更された場合には、貸付料は、変更前の貸付料（税抜）に変更後の税率により算定された消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額に変更されるものとします。

第12 契約保証金

- 1 貸付契約の締結と同時に、契約保証金を当局発行の納付書により納付していただきます。
- 2 契約保証金は、入札金額の**4月分**とします。ただし、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号）第36条の規定により契約保証金の納付を免除することがあります。
- 3 契約保証金は、契約条項に違反等がない場合において、貸付物件の明渡し完了後に還付します。ただし、当局に対する未払の貸付料等がある場合には、本件契約に基づいて生じた一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。**小切手の条件は入札保証金の場合と同様です。**

第13 先着順貸付

- 1 申込又は落札のなかった物件については、次表のとおり先着順に受付け、貸付けます。
- 2 開札終了後、当局公式ウェブサイト在先着順貸付の対象物件を公表します。
- 3 契約期間の開始日は平成30年4月1日となり、貸付期間は3年です。
- 4 先着順貸付の受付は、持参に限ります。入札申込とは異なり、郵送による受付はできません。

受付期間	平成30年2月5日（月） から 平成30年2月8日（木） まで [時間：各日とも午前8時45分から午後5時30分まで] 期間内に <u>持参により</u> お申し込みください。				
受付場所	名古屋市役所西庁舎8階 上下水道局資産活用課 (問合せ先 ☎ 052-972-3728)				
必要書類 等	<p>次の(1)及び(2)に掲げる書類を提出してください。なお、(3)の書類は該当する場合のみ提出してください。</p> <p>【注】 本案内書に示す入札（平成30年2月2日実施）に参加申込をされ、入札参加資格を認められた方については、以下の(2)、(3)の書類の提出は不要です。</p> <p>(1) 公有財産借受申込書 先着順貸付の受付期間中、当局公式ウェブサイトに掲載します。法人の場合には代表者印を押印してください。 ※ 記載内容に不備がある場合には受付することができません。訂正がある場合に備え、できる限り印鑑もご持参ください。</p> <p>(2) 個人・法人の別に、下表に掲げるすべての書類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">個人の 場合</td> <td>① 住民票の写し (個人番号（マイナンバー）の記載のないもの)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法人の 場合</td> <td>① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調書 (この案内書の32ページにあります)</td> </tr> </table> <p>※ 住民票の写し及び現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書は、いずれも<u>平成30年1月8日（月）以降発行のもの</u>に限ります。</p> <p>(3) 入札案内開始日から過去3年以内に自ら貸付物件を使用する目的と同じ用途で使用した実績が分かる書類 土地賃貸契約書や公有財産一時使用契約書（官公庁の場合）などの写しを提出してください。</p>	個人の 場合	① 住民票の写し (個人番号（マイナンバー）の記載のないもの)	法人の 場合	① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調書 (この案内書の32ページにあります)
個人の 場合	① 住民票の写し (個人番号（マイナンバー）の記載のないもの)				
法人の 場合	① 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 ② 法人役員等に関する調書 (この案内書の32ページにあります)				

注意事項	<p>(1) 受付開始日の受付開始時間において、同一物件に対して同時に複数の方の申込があった場合には、抽選とします。</p> <p>(2) 郵送、電話での申込はできません。</p> <p>(3) 先着順貸付を行う場合には、その内容を当局公式ウェブサイトでお知らせします。</p> <p>(4) 先着順のためすでに受付済の場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>(5) 提出された書類は一切お返しできません。</p> <p>(6) 契約結果については、契約金額及び契約者名を当局公式ウェブサイトにて公表します。</p>
------	--

第14 質問及び回答

この入札案内書の内容に質問がある場合には、下記の方法により提出してください。なお、質問期間経過後の質問に関しては一切受け付けることができませんので、ご了承ください。

1 質問期間

平成29年12月11日（月）から平成30年1月9日（火） 正午まで

2 提出方法

ファックス又はE-mail

※ 件名に『平成29年度第3回局用地貸付の質問』と記載してください。

3 提出先

名古屋市上下水道局資産活用課

ファクス：052-951-4136

E-mail：shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

4 回答の掲載

質問に対する回答は、平成30年1月9日（火）までに随時当局公式ウェブサイトに掲載する予定です。

5 その他

容量は1通あたり10メガバイト以下としてください。

また、質問に使用する言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨単位は円を使用してください。

貸付物件説明書

番号	所在地番	地目	貸付地積	最低貸付価格(月額)
1	熱田区一番二丁目101番1外3筆	水道用地 雑種地	473.00m ²	72,093円
貸付期間		平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)		

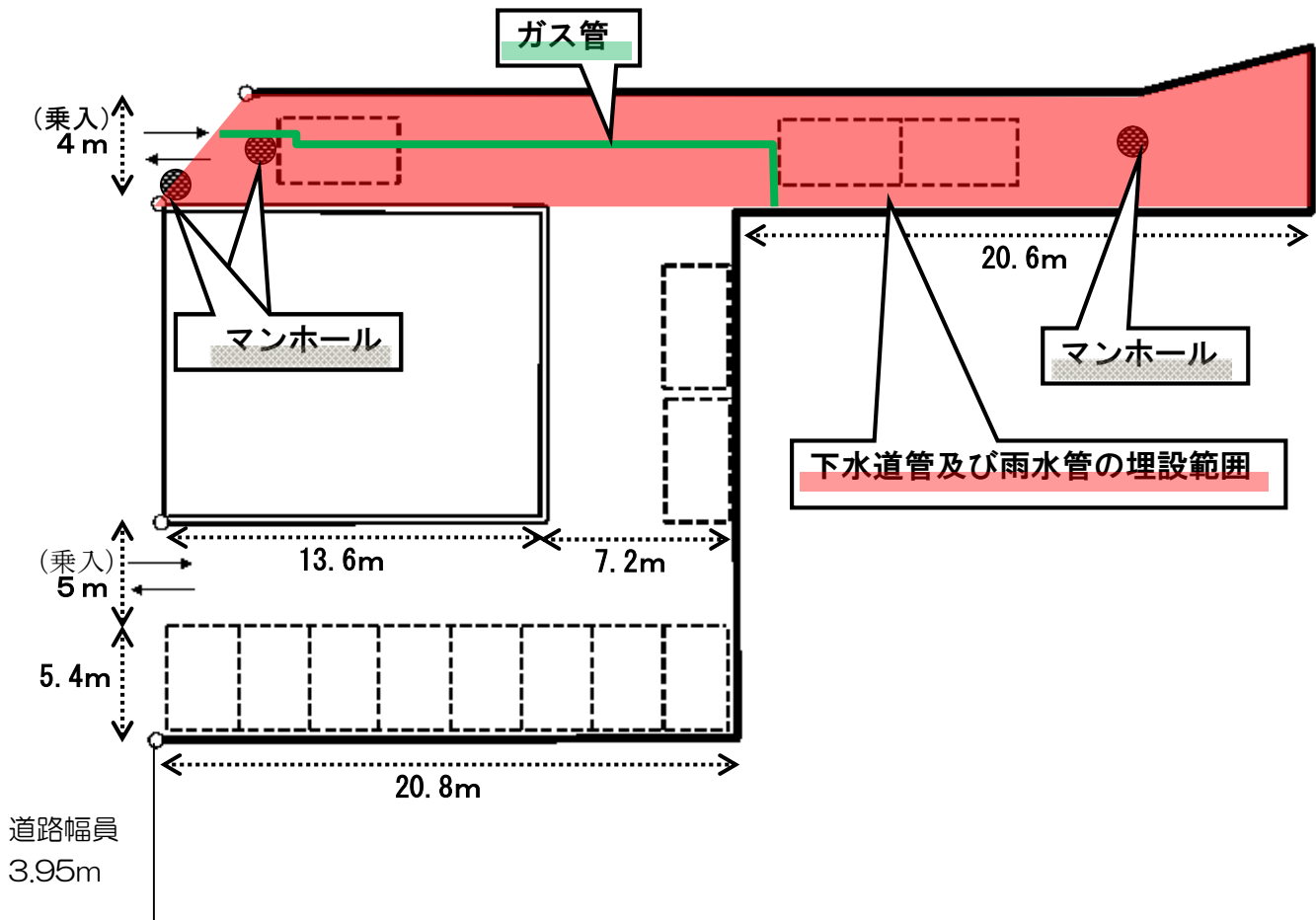
接面道路の幅員等		西側で幅員3.95mの舗装市道に接面しています。			
交通機関		バス	市営バス船方から北方へ約0.5km		
		鉄道	市営地下鉄六番町駅から東方へ約1.1km		
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号		
	電気	前面道路配線 有	中部電力(株)	熱田営業所	0120-985-710
	上水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	中川営業所	052-352-2511
	下水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	中川営業所	052-352-2511
	ガス	前面道路配管 有	東邦ガス(株)	笠寺営業所	052-821-7141
公共施設		熱田区役所	物件の北東方	約	1.5 km
〔道路距離(区役所は直線距離)〕		市立船方小学校	物件の西方	約	0.9 km
		市立日比野中学校	物件の北西方	約	1.0 km
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付面積は、公簿上の面積です。 ・現在の状況は、アスファルト舗装された状態で月極駐車場として使用しています。 ・月極駐車場の収容台数は13台です。 ・月極駐車場の月額利用料金は9,000円です。 ・月極駐車場の昨年度の平均稼働率は88%です。 ・貸付物件には、17頁の赤色で示す範囲に下水道管及び雨水管が埋設されています。(下水道管は深さ1.24m～1.46m程度、雨水管は深さ2.65m～2.95m程度。) ・貸付物件には、マンホールが3か所設置されています。マンホールの上には車両を置くことはできません。 ・貸付物件内に設置されている下水道管及び雨水管の維持管理のため、当局職員が貸付物件内に立ち入る場合があります。 ・貸付物件には、17頁の緑色で明示するとおりガス管が埋設されています。(深さ0.3m～0.5m程度。一部0.15m～0.18m程度の部分あり。) 				
担当課	上下水道局資産活用課 Tel 052-972-3728				

※ 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

【付近見取図】



【詳細図】



貸付物件説明書

番号	所在地番	地目	貸付地積	最低貸付価格(月額)
2	港区本宮町八丁目48番	水道用地	1,517.00㎡	200,981円
貸付期間		平成30年4月1日～平成33年3月31日(3年間)		

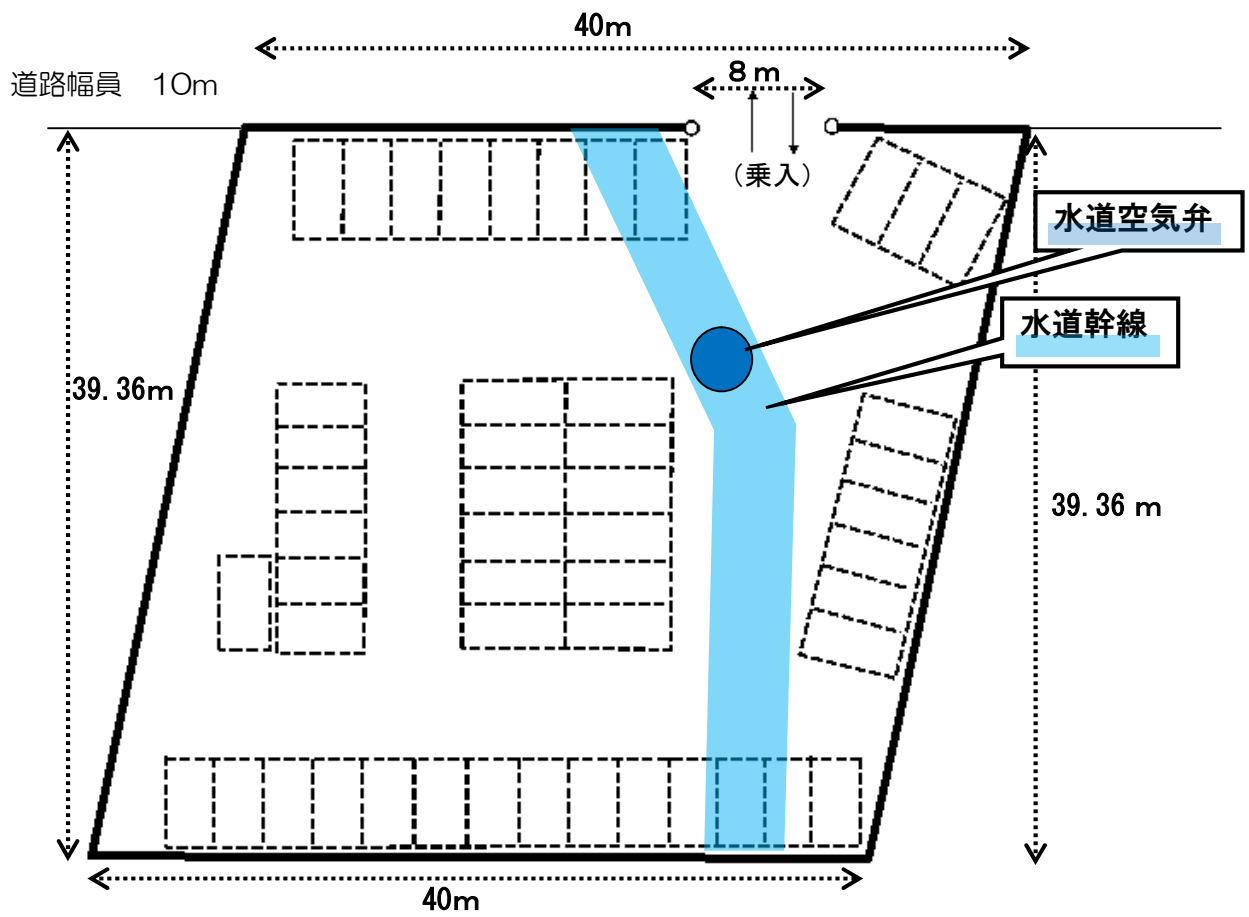
接面道路の幅員等	北側で幅員10.00mの舗装市道に接面しています。			
交通機関	バス	市営バス本宮町から南方へ約0.6km		
	鉄道	あおなみ線荒子川公園駅から東方へ約1.1km		
供給処理施設	配管等の状況		照会先及び電話番号	
	電気	前面道路配線 有	中部電力(株)	港営業所 0120-985-711
	上水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	港営業所 052-661-5226
	下水道	前面道路配管 有	名古屋市上下水道局	港営業所 052-661-5226
	ガス	前面道路配管 有	東邦ガス(株)	中村営業所 052-471-1151
公共施設 (道路距離(区役所は直線距離))	港区役所		物件の東方	約 1.3 km
	市立成章小学校		物件の北方	約 0.9 km
	市立港明中学校		物件の北東方	約 2.6 km
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付面積は、公簿上の面積です。 ・現在の状況は、アスファルト舗装された状態で月極駐車場として使用しています。 ・月極駐車場の収容台数は50台です。 ・月極駐車場の月額利用料金は6,000円です。 ・月極駐車場の昨年度の平均稼働率は99%です。 ・貸付物件には、21頁の青色で示す範囲に水道幹線が埋設されています。(深さ2.10m～3.35m程度。) ・敷地内に水道空気弁があります。上に車両を置くことはできません。また、点検のため当局職員が貸付物件内に立ち入る場合があります。 			
担当課	上下水道局資産活用課 TEL 052-972-3728			

※ 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

【付近見取図】



【詳細図】



公有財産一時使用契約書

名古屋市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（使用物件）

第2条 使用物件（以下「本件公有財産」という。）は、次のとおりとする。

所在地番	地目	貸付地積

（指定用途）

第3条 乙は、本件公有財産を入札参加申込書に記載した使用目的・用途（_____）に使用しなければならない。

2 乙は、前項に定める指定用途を変更しようとする場合は、事前に変更する詳細な理由及び変更後の用途を書面により甲に申請し、甲の書面による承認を受けなければならない。

3 乙は、本件公有財産を次の各号に定める用途に供し、又は供させてはならない。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所の用途

(4) 公序良俗に反する用途

(5) 周辺環境を損なうおそれがある用途

(6) 前各号に掲げるもののほか、適當ではないと甲が判断した用途

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間とする。

（貸付料）

第5条 本件公有財産の貸付料（以下「貸付料」という。）は、総額金_____円

(月額金_____円)とする。

- 2 乙は、貸付料を、甲の発行する納入通知書により指定された納付期限までに納付しなければならない。納付期限は次表左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表右欄に定める支払時期とする。

期 間	支払時期
4月から6月まで	3月末日
7月から9月まで	6月末日
10月から12月まで	9月末日
翌年1月から3月まで	12月末日

- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成30年6月30日までの貸付料については、乙は、甲の発行する納入通知書により指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 貸付日数に1月に満たない月がある場合には、その月の貸付料は、第1項に定める金額を30で除して得た値に当該1月に満たない月の日数を乗じて得た金額とし、端数については、1円未満を切り上げる。

(延滞金)

第6条 乙は、前条第2項に定める納付期限までに貸付料を支払わない場合には、納付期限の翌日から支払った日までの期間について、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号。以下「規程」という。）第38条第1項に定める割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第7条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(保証金)

第8条 乙は、保証金として金_____円（貸付料の月額4月分）を、甲が発行する納付書により指定された期限までに納付しなければならない。ただし、甲は、規程第36条の規定により保証金を納付させないことができる。

- 2 保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
- 3 保証金については、利子を付さない。
- 4 乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じた場合には、甲は、保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。
- 5 前項の規定により甲が弁済に充当した場合には、甲は、弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に対して書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、乙は、保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に対して請求することができない。

7 甲は、本件契約が終了し、乙から本件公有財産の明渡しを受けた場合において、乙に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

8 乙は、甲に対する保証金に係る返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても保証金に係る返還請求権を担保に供してはならない。

(届出事項)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2) 乙の地位について合併による包括承継その他の変動が生じたとき

(3) 本件公有財産が滅失し、又は損傷したとき

(瑕疵担保)

第10条 乙は、本件契約を締結した後、本件公有財産について数量の不足その他隠れた瑕疵を発見した場合でも、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

(用途に供する期日)

第11条 乙は、本件公有財産を、第4条に定める貸付期間開始日から起算して1月を経過した日までに第3条第1項に定める用途に供さなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により前項に定める期日の変更を必要とする場合には、事前に詳細な理由を付した書面により甲に提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の書面による承認を得ないで本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(物件保全義務)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件公有財産の維持保全に努めなければならない。

2 前項の規定により支出する費用についてはすべて乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をすることができない。

3 乙は、騒音、悪臭又は土壤汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 乙は、本件公有財産を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合には、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(調査協力義務)

第14条 甲は、本件公有財産について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(土壌汚染対策)

第15条 第4条に定める貸付期間において土壌汚染対策が必要となった場合には、関係法令及び関係行政機関の指導に従い、乙が自己の費用をもって当該対策を実施するものとする。

(違約金)

第16条 乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

(1) 第3条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、本件公有財産を同条第1項に定める用途以外の用途に供したとき

金 _____ 円 (貸付料総額の100分の30に相当する額)

(2) 第3条第3項各号の規定に違反したとき 金 _____ 円 (貸付料総額の100分の30に相当する額)

(3) 第11条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、同条第1項に定める指定期日までに本件公有財産を第3条第1項に定める用途に供しなかったとき 金 _____ 円 (貸付料総額の100分の10に相当する額)

(4) 第12条の規定に違反して、甲の書面による承認を得ることなく、本件公有財産を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき 金 _____ 円 (貸付料総額の100分の10に相当する額)

(5) 第14条に定める調査協力義務を怠ったとき 金 _____ 円 (貸付料総額の100分の10に相当する額)

2 前項各号に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本件契約を解除することができる。

(1) 甲において、本件公有財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき

(2) 乙が、第3条、第11条、第12条及び第14条の規定に違反したとき

(3) 乙が、第5条第2項に定める貸付料の支払いを2月以上怠ったとき

(4) 乙が、第13条第1項に定める物件保全義務を怠ったために、本件公有財産を荒廃に至らしめたとき

(5) その他乙に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき

2 甲は、前項第1号の事由に基づき本件契約を解除する場合には、乙に対して書面により解除希望日の2月前までに通知を行うものとする。ただし、天災地変その他の事情があるため甲が速やかに本件契約を解除する場合には、この限りでない。

3 甲は、第1項第1号の事由に基づき本件契約を解除する場合には、乙に対し、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）の規定に準じて損失を補償するものとする。

4 第1項第2号から第5号までの事由に基づき本件契約を解除する場合には、甲は乙に対して一切補償をしない。

（乙による契約の解除）

第18条 乙は、第4条に定める貸付期間開始日から起算して6月を経過したのちは、同条に定める貸付期間中に甲に対して本件契約の解除を申し入れることができる。この場合、本件契約は当該申入があった日の翌日から起算して2月を経過した日をもって終了するものとする。ただし、当該申入時に貸付期間の残余分が2月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとする。

2 乙は、前項の解除の申入時において、貸付料の2月分（前項ただし書の場合においては当該残余期間分）に相当する金額を甲に支払うことにより、本件契約を直ちに解除することができる。

（契約の失効）

第19条 天災地変その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由により、本件公有財産が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になった場合には、本件契約はただちに失効する。

2 前項の規定により本件契約が失効した場合には、甲乙相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第20条 貸付期間が満了し、又はその他の事由により本件契約が終了する場合には、乙は自己の費用をもって本件公有財産の上に存する工作物その他乙が本件公有財産に付属させたものを撤去し、本件公有財産を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本件公有財産を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が本件公有財産を返還しない場合には、本件契約終了の翌日から本件公有財産の明渡し完了までの間、乙は甲に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合には、

使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合の貸付料の清算)

第21条 本件契約が、第17条の規定により貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して還付しない。

(損害賠償)

第22条 乙は、本件契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第23条 乙は、貸付期間が満了し、又はその他の事由により本件契約が終了した場合において、本件公有財産に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(その他)

第25条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市上下水道局長

印

乙

印

入札参加申込書

申込みをする物件ごとに作成してください。

平成29年12月11日

(あて先) 名古屋市上下水道局長 丹羽 吉彦

(申込者) 住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**フリガナ **ナゴヤカブシキガイシャ**
氏名 **名古屋株式会社**

代表者印

代表取締役 **名古屋 一郎**

会社名にフリガナを付してください。

※ 主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

入札説明書に定める参加資格（裏面に記載）を有することを誓約し、入札説明書及び契約条項を承知のうえ、平成29年度第3回名古屋市上下水道局用地貸付（一般競争入札方式）に申し込みます。

記

2頁の1貸付物件に記載がある物件番号、所在地番、地目、貸付地積を記載してください。

1 借受を希望する物件

物件番号	所在地番	地目	貸付地積
1	熱田区一番二丁目101番のうち外3筆	水道用地 雑種地	473.00㎡

2 使用目的 月極駐車場・時間貸駐車場・カーシェアリング運営
その他（ ）

※ 該当する使用用途すべてにチェックしてください。

※ 記述の中に「等」や「など」は使用しないでください。

3 入札参加書等送付先

住所 〒460-8508 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**氏名 **名古屋株式会社 営業課 甲野乙郎** ☎ **052-972-******上記以外の☎ **090-1234-******E-mail アドレス **nagoyaichiro@nagoya.com**

備考

- この申込書は、平成29年12月11日（月）から平成30年1月10日（水）までに必要書類を添付して、名古屋市上下水道局資産活用課あて持参又は郵送（期限内必着）により提出してください。
- 申込者印は、入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑で、鮮明に押印してください。
- 申込後の名義変更はできません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。

注意

入札参加申込書を作成する際には、必ず裏面に、次ページ掲載の「入札参加者の資格」を印刷して表示してください。

入札参加者の資格

申込書の裏面に必ずこのページを
印刷してください。

入札の申込にあたり、次のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

なお、この誓約内容について事実と相違することが判明した場合には、当該事項に関して貴市が行う一切の措置につき異議申立てを行いません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過していないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた者は除きます。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 入札案内開始日（平成29年12月11日をいう。以下同じ。）から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (5) 入札案内開始日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）又は「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日上下水道局長決裁）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員の者

入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市上下水道局長 丹羽 吉彦

(申込者) 住 所

フリガナ
氏 名

印

※ 主たる所在地・名称を記入、代表者印を押印してください。

入札説明書に定める参加資格（裏面に記載）を有することを誓約し、入札説明書及び契約条項を承知のうえ、平成 29 年度第 3 回名古屋市上下水道局用地貸付（一般競争入札方式）に申し込みます。

記

1 借受を希望する物件

物件番号	所在地番	地 目	貸付地積
			m ²

- 2 使用目的 月極駐車場・時間貸駐車場・カーシェアリング運営
その他（ ）

※ 該当する使用用途すべてにチェックしてください。

※ 記述の中に「等」や「など」は使用しないでください。

3 入札参加書等送付先

住 所

氏 名



上記以外の



E-mail アドレス

備 考

- この申込書は、平成29年12月11日（月） から 平成30年1月10日（水） までに必要書類を添付して、名古屋市上下水道局資産活用課あて持参又は郵送（期限内必着）により提出してください。
- 申込者印は、入札書及び契約書で使用する印鑑と同一の印鑑で、鮮明に押印してください。
- 申込後の名義変更はできません。
- 必要書類の添付されていないものは受付できません。

注 意

入札参加申込書を作成する際には、必ず裏面に、次ページ掲載の「入札参加者の資格」を印刷して表示してください。

入札参加者の資格

入札の申込にあたり、次のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。

なお、この誓約内容について事実と相違することが判明した場合には、当該事項に関して貴市が行う一切の措置につき異議申立てを行いません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過していないもの（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた者は除きます。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 入札案内開始日（平成29年12月11日をいう。以下同じ。）から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (5) 入札案内開始日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）又は「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年3月13日上下水道局長決裁）に基づく排除措置を受けている者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員の者

法人役員等に関する調書

商号又は名称	名古屋株式会社			
所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ イチロウ) 名古屋 一郎	M・T・ S ・H 32・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	M・T・ S ・H 33・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	M・T・ S ・H 35・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(アイチ サプロウ) 愛知 三郎	M・T・ S ・H 40・10・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	M・T・S・H ・		 代表役員については 現在事項全部証明書 又は履歴事項全部証 明書に記載されてい る住所を記載し、そ の他の役員について は現住所を記載して ください。
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

平成29年12月10日以降に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に記載されている現職の役員を全員記載してください。

※ 法人の役員について記載してください。

法人役員等に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		
	()	M・T・S・H ・		

※ 法人の役員について記載してください。

委任状 [入札用]

(あて先) 名古屋市上下水道局長 丹羽 吉彦

私(甲)は、名古屋市との関係において、平成30年2月2日に実施される平成29年度第3回名古屋市上下水道局用地貸付(一般競争入札方式)の一般競争入札に関する一切の権限を、代理人として乙に委任します。

平成 年 月 日

甲(委任者) 所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名

印

上記委任の件、承諾しました。

乙(受任者) 所在地

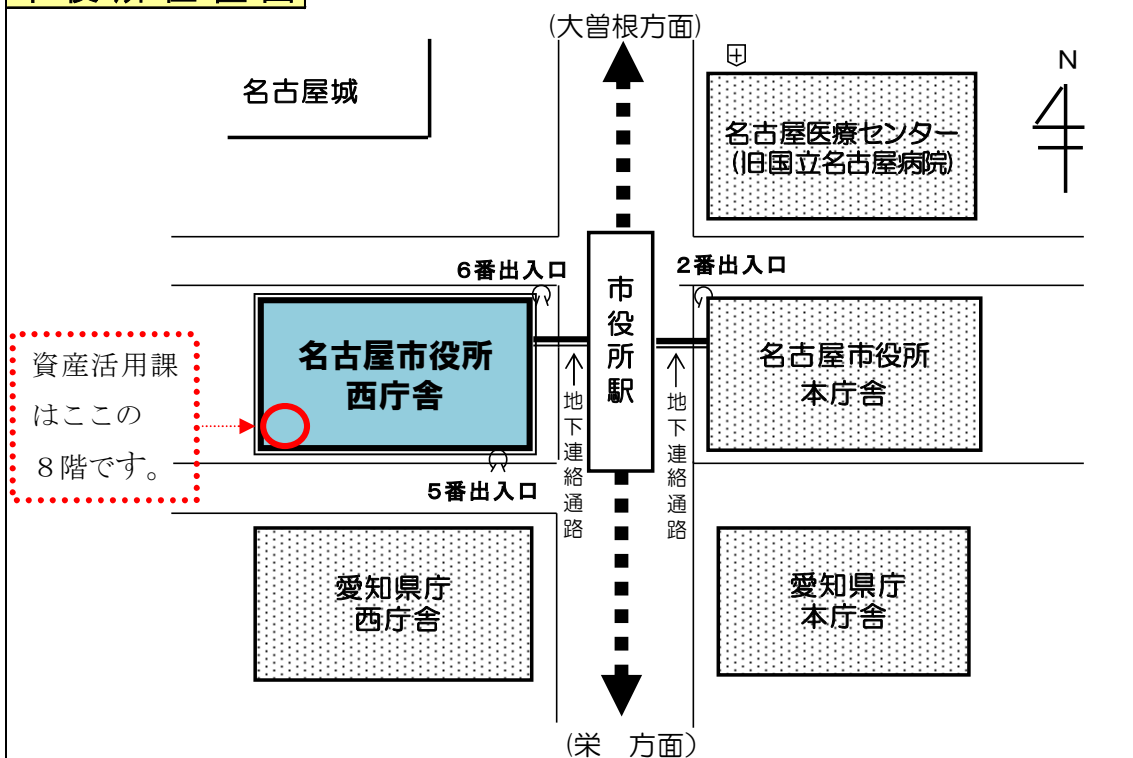
商号又は名称

代表者

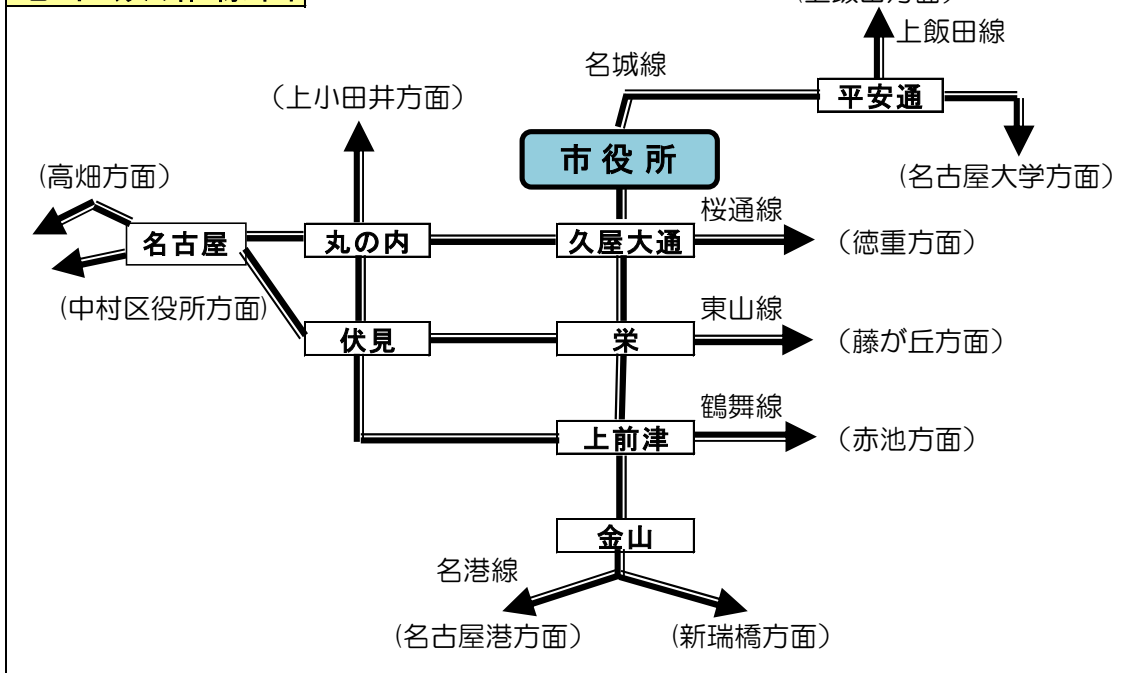
役職・氏名

印

市役所位置図



地下鉄路線図



市役所を通る主なバス路線

- 基幹2(栄～市役所～引山・四軒家)
- 基幹2(名古屋駅～市役所～光ヶ丘・猪高車庫)
- 名駅14(名古屋駅～市役所～大曽根)
- 栄11(栄～市役所～如意車庫前・平田住宅)
- 栄25(栄～市役所～名塚中学・名西橋)

お問い合わせは…

名古屋市上下水道局 資産活用課

(局用地貸付担当：高見、上田)

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎 8階

☎： 052-972-3728

E-mail： shisan@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

- ※ 問合せ時間は、午前8時45分から午後5時30分まで
(土曜日、日曜日、祝休日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日
までを除く。)

名古屋市上下水道局では、さまざまな土地をお貸ししています。

長期間のご利用はもちろんのこと、一時的な物品置場など短期間のご利用も可能です。

詳しくは、名古屋市上下水道局公式ウェブサイトをご覧ください。上記連絡先に直接お問い合わせください!!

[URL]

<http://www.water.city.nagoya.jp/>